

大通達甲（広報）第8号  
令和3年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長  
交通部高速道路交通警察隊長 殿  
各警察署長

警 務 部 長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の解釈及び運用上の留意事項については、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について」（平成27年9月10日付け大通達甲（広報）第6号）により運用しているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直し等に伴い、令和3年4月1日から下記のとおり行うこととしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

#### 記

#### 第1 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度の趣旨

犯罪被害者等が抱える多様なニーズに的確に応えるためには、民間団体による援助活動が活発に展開されることが重要であるが、犯罪被害を受けた直後の犯罪被害者等は、多くの場合混乱やショック状態にあるため自らニーズを判断して援助を要請することが困難であり、また、犯罪被害者等にとって民間団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難であるため援助を求めることをちゅうちょしてしまうなどの理由により、十分な援助を受けられない状況にある。

そこで、犯罪被害者等が安心して援助を依頼できるようにするとともに、民間団体の活動を活性化するため、犯罪被害の発生直後から継続的に犯罪被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができると認められる民間団体に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が犯罪被害者等早期援助団体として指定することにより、公的認証を与える制度を設けることとされた。

#### 第2 犯罪被害者等早期援助団体の指定について

##### 1 犯罪被害者等早期援助団体（法第23条第1項関係）

「営利を目的としない」とは、法人の構成員に利益を配分することを目的としないことをいう。役員又は職員に対する給料はここにいう利益の配分には当たらない。営利を目的としない法人としては、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団

法人のほか、特定非営利活動法人等が含まれる。

## 2 犯罪被害者等早期援助団体の事業（法第23条第2項関係）

法第23条第2項に規定する事業はいずれの事業も、法に規定する犯罪被害等又は犯罪被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、法が対象としないこれらの被害者援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が併せて法が対象としない被害者援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

## 第3 犯罪被害者等早期援助団体の円滑な事業遂行を確保するための措置について

### 1 「公安委員会指定」という文字の名称使用（法第23条第3項及び第27条関係）

指定制度の目的を達成するためには、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を確保することが必要であるが、そのためには、「公安委員会指定」という文字を自由に使用できることとすると、犯罪被害者等が公安委員会が指定した団体か否かについて外形的に判断できなくなり、ひいては犯罪被害者等早期援助団体であっても安心して援助を要請することが不可能となる。そこで、本制度の目的を担保するため、指定を受けた団体に限り「公安委員会指定」の文字を使用することができるとされた。

### 2 警察本部長等による情報提供（法第23条第4項及び規則第7条関係）

#### (1) 趣旨

##### ア 情報提供の明確化

犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等は、自ら必要性を判断して直接民間団体に対して援助を要請することが困難な場合があり、また、判断が可能であっても、捜査への協力、病院への通院等に忙殺される。さらに、犯罪被害者等が自らの被害について、民間団体に対して繰り返し説明すること自体が犯罪被害者等に過大な精神的負担をかけることとなる。そこで、危機介入の確実な実施を図るため、犯罪被害者等の被害状況等について把握している警察が、犯罪被害者等早期援助団体に対して、その支援に必要な情報を提供することを明確にし、もって、犯罪被害者等早期援助団体から犯罪被害者等に対して能動的にアプローチできるようにすることが可能とされた。

##### イ 責任の所在等

規則第7条は、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が提供する情報を受理する者の責任の所在を明確にしたものである。

警察本部長等が行う情報提供は、その後の援助を前提に行われるものであるから、提供された情報が援助に活用されずそのまま放置されるような事態は許されない。そこで、情報の受理を、相談事業（法第23条第2項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）又は直接的支援事業（法第23条第2項第4号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の実施を統括管理する者（以下「担当責任者」という。）の責任下において行うこととすることによって、情報受理後、遺漏なく援助を行うことを確保するとともに、情報の取扱いが適切に行われるようにされた。

#### (2) 解釈上の留意事項

## ア 犯罪被害者等の同意

(ア) 情報を提供する際に、犯罪被害者等の同意が必要とされたのは、提供する情報には、犯罪被害者等のプライバシーに関する情報が含まれており、本人の意に反するような場合にまで情報を提供することは、本人の名誉を害するおそれがあり適切でないことによる。

(イ) 犯罪被害者等の同意は、犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要という特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体たる特定の団体に対して警察本部長等が提供することについてのものである。

## イ 情報の具体的内容

(ア) 警察本部長等が提供する情報は、「氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要」と規定されているが、個別のケースにおいて提供される情報は、犯罪被害者等が要請する援助又は犯罪被害者等早期援助団体が当該犯罪被害者等に対して行う援助の内容によって異なる。

なお、提供する犯罪被害の概要の内容は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものまでを含むものではない。

(イ) 相談事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害者等が自らの犯罪被害を繰り返し説明することにより受ける精神的負担を軽減するため必要となる情報として、犯罪被害の概要（犯罪被害の発生日時、場所、犯罪被害の程度・内容等）が挙げられる。

(ウ) 直接的支援事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害の程度・内容等に応じて援助体制を判断し、犯罪被害者等に連絡を取るために必要な情報として、犯罪被害の概要のほか、当該犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等が挙げられる。

## ウ 指定する者に対する情報提供

規則第7条では、担当責任者のほか「その指定する者」に対して情報提供することができるとされているが、これは、担当責任者に連絡がとれない場合や、担当責任者に対して情報提供することが硬直的に過ぎる場合（例えば、犯罪被害相談員等が犯罪被害者等とともに警察署を訪れた際に当該犯罪被害者等に関する情報を提供する場合）などを想定したものである。

## (3) 運用上の留意事項

### ア 警察本部長等からの情報提供を求めるか否かの確認

法第23条第4項の規定による警察本部長等からの情報提供は、犯罪被害者等早期援助団体の「求めに応じ」行われるものである。また、この求めの申出は、個別具体的なケースごとに行われるものではなく、事前の包括的な申出として行われるものである。よって、犯罪被害者等早期援助団体が指定された際には、当該団体に対し、情報提供を求めるか否かについて書面で確認すること。

### イ 情報提供を求めることの申出方法

警察本部長等は、担当責任者又はその指定する者に対して情報提供を行わなければならない。よって、犯罪被害者等早期援助団体が情報提供を求めることを申し出

る場合には、あわせて、担当責任者（あらかじめその指定を受けた者がいる場合は、その者を含む。）の氏名及び連絡先を届け出させること。

#### ウ 犯罪被害者等の同意

- (ア) 犯罪被害者等から同意を得る際には、事前に、次に掲げる事項を犯罪被害者等に説明すること。
  - a 当該犯罪被害者等早期援助団体が公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること。
  - b 当該犯罪被害者等早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容
  - c 情報提供を行う理由
  - d 犯罪被害者等に関する特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体に提供することの理由
- (イ) 同意の取り方は、書面によるか口頭によるかを問わないが、犯罪被害者等による明示の同意を要する。
- (ウ) 同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合においても、提供する情報は異なることから、情報提供を行うたびごとに、当該情報の提供に係る同意を犯罪被害者等から得ること。

#### エ 情報を提供する際の留意事項

- (ア) 情報提供の方法としては、書面によるか口頭によるかは問わないが、担当責任者又はあらかじめその指定を受けた者以外の者が情報を受理しないような方法で実施すること。
- (イ) 犯罪被害相談員等が警察署等に訪問してきた場合など、担当責任者以外の犯罪被害相談員等に情報を提供しようとするときは、逐次、証票により当該犯罪被害相談員等の身分を確認の上、担当責任者に当該犯罪被害相談員等が情報を受理し得る者なのかを確認すること。
- (ウ) 犯罪被害者等が望む援助の具体的内容を事前に聴取している場合には、犯罪被害者等早期援助団体に対しその内容についても教示すること。

#### オ 指定が行われた都道府県以外の都道府県の警察本部長等からの情報提供

- (ア) 情報提供は、指定が行われた都道府県の警察本部長等のみならず、それ以外の都道府県の警察本部長等からも行い得るものである（例えば、指定団体が存するA県の在住者が、B県において犯罪被害を受けた場合、B県警察からA県の犯罪被害者等早期援助団体へ情報を提供することが可能）。
- (イ) 警察本部長等は、情報提供を行おうとする場合において、当該犯罪被害者等早期援助団体に関し不明な点があるときは、当該団体を管轄する警察本部又は当該団体に確認するよう努めること。

#### カ その他

- (ア) 情報を提供することができる者は、警察本部長等とされ、警察署長が含まれる。これは、情報提供が、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう支援するために行われるものであり、その実施には迅速性が求められることが多いことによる。
- (イ) 情報提供をした警察本部長等が、情報提供後、必要に応じて、犯罪被害者等早

期援助団体による当該犯罪被害者等に対する援助の実施の有無等を確認する場合には、援助のたびごとに援助の実施状況に関する書面報告を求めるなど、犯罪被害者等早期援助団体に過度の事務負担をかけないこと。

### 3 都道府県警察との間における連絡及び配慮（規則第13条関係）

犯罪被害者等早期援助団体が適正かつ確実な事業を継続的に行うためには、公安委員会・警察が指定法人としての監督や指導助言を行うとともに、犯罪被害者等早期援助団体が警察と密接に連絡をとり、警察が犯罪被害者等早期援助団体に対して必要な配慮を加えることが重要となることから、かかる規定が設けられた。

## 第4 犯罪被害者等早期援助団体に係る義務について

### 1 守秘義務（法第23条第7項及び第26条関係）

#### (1) 趣旨

相談業務等(法第23条第2項第2号から第4号までに掲げる業務をいう。以下同じ。)は、犯罪被害者等が受けた被害の内容、生活状況等プライバシーに関する情報を取り扱うことを伴うが、これらの秘密の漏えい又は目的外利用があれば、犯罪被害者等を始めとする関係者の名誉を害し、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用が損なわれることとなる。そこで、相談業務等に関して知り得た秘密に係る漏えい又は目的外利用の禁止に関する規定を設け、もって、犯罪被害者等が安心して犯罪被害者等早期支援団体から援助が受けられるようにされた。

#### (2) 運用上の留意事項

##### ア 役員

「役員」とは、法人その他の団体において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利法人等については、これらを規定する法律において規定が設けられている。

##### イ 職員

「職員」とは、一般に何らかの組織体において何らかの職を占める者をいい、職員について法令で特別な定義規定を置いていない場合は、個別の法人ごとに定款等に照らし、その範囲を判断することとなる。この場合、有給の常勤職員のみならず、無給の非常勤職員、臨時雇いで補助的な作業に従事する者等についても、定款等により職員となり得る。

##### ウ 相談業務等に関して知り得た秘密

守秘義務の対象となる秘密は、相談業務等に関して知り得た秘密である。

「業務に関して知り得た秘密」とは、自己の担当した援助に係る犯罪被害者等の秘密のみならず、業務に関連して知ることのできた全ての秘密が含まれる。

また、「秘密」とは、一般に、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものとされ、非公知性（当該事項が未だ広く一般の人に了知されていないことをいう。以下同じ。）及び要保護性（行政目的等を達成するため実質的にもそれを秘密として保護するに値することをいう。以下同じ。）が秘密の要件とされる。

##### エ 漏えい

「漏らす」とは、秘密を知らない第三者に知らせることをいい、口頭による告知

又は書類の閲覧等その方法に制限はない。また、その相手方は不特定多数の場合はもちろん、特定の人の場合を含む。

#### オ 目的外利用

「目的外利用」の例としては、次のような場合が考えられる。

- (ア) 物品の販売のために利用するとき。
- (イ) 特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）の目的のために利用するとき。
- (ウ) 犯罪被害者の実態に関する調査研究のために利用するとき。

#### カ 法第23条第4項の規定により提供した情報

警察本部長等が提供する情報は、犯罪被害者等の同意により提供されるものであるが、この同意は、犯罪被害者等早期援助団体が第三者に対して当該情報を提供することまでを認めるものではないから、当該情報に係る秘密には当然守秘義務がかかることとなる。

守秘義務のかかる範囲は相談業務等に関して知り得た秘密であり、警察から提供された情報に係る秘密に限られない。

#### キ 公になっている情報

一般に、「秘密」と言い得るためには、非公知性と要保護性が必要であるとされるが、マスコミ等を通じ犯罪被害者等の氏名等が公になっている場合においても、当該犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体において援助を受けていること自体は非公知に係る事実であるから、漏えい等することは禁じられるものと解される。

### 2 関係機関等との調和及び連携（法第23条第8項関係）

犯罪被害者等に対する援助は、犯罪被害者等早期援助団体のみならず、警察を始めとする関係機関や関係団体も行うものであり、犯罪被害者等のニーズに応じて効果的な援助を行うため、これらの活動に配慮し、調和及び連携を図ることが必要であることから、これが義務付けられた。

### 3 身分を示す証票（規則第6条関係）

#### (1) 趣旨

##### ア 証票携帯の義務付け

犯罪被害者等が安心して援助を受けられるようにするためには、犯罪被害者等において、自己に援助を行う者が犯罪被害相談員等であることを確認できるようにすることが必要であることから、これが可能となるよう、犯罪被害相談員等に証票の携帯が義務付けられた。

##### イ 証票の提示

犯罪被害相談員等が、犯罪被害者宅への訪問、犯罪被害者等の関係者への連絡等の事務所外での援助を行う場合には、犯罪被害者等以外の者からも、身分を明らかにするよう求められることが想定されることから、関係者から請求があった場合に証票を提示することが義務付けられた。

#### (2) 運用上の留意事項

##### ア 証票の確認

犯罪被害者等早期援助団体の指定前又は指定後は、直ちに、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員等に対し交付する予定の証票の例を確認すること。

#### イ 犯罪被害者等に対する証票の教示

警察から犯罪被害者等に犯罪被害者等早期援助団体を紹介する場合には、犯罪被害者等が安心してその援助を受けられるよう、犯罪被害者等に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員等に交付する証票の例を教示すること。

#### ウ 犯罪被害者等早期援助団体における証票の管理

証票は、援助を初めて受ける犯罪被害者等にとって、犯罪被害相談員等を確認する重要な手段であり、これが悪用されることがあれば、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を損ねる大きな要因となり得る。よって、犯罪被害者等早期援助団体において証票が適切に管理されるよう指導の徹底を図ること。

#### エ その他

犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のうち2以上の資格を有する者は、自己の有する全ての資格を1つの証票に記載することとなるので、誤りのないよう指導すること。

### 第5 犯罪被害者等早期援助団体に対する公安委員会の監督について

#### 1 改善命令及び指定の取消し（法第23条第5項及び第6項関係）

援助事業の適正性及び確実性を確保するためには、事業運営等に改善が必要である場合には、その状態が継続することにより不当な事態が発生しないよう、かかる状態を解消させる必要があることから、このような場合には、公安委員会が事業運営等に関する改善命令を行い、それに違反した場合は指定を取り消すことができるとされた。

#### 2 事業報告等（規則第8条関係）

改善命令等の公安委員会に係る監督権限を実効あるものとするためには、犯罪被害者等早期援助団体の事業運営等を正確に把握することが必要であることから、犯罪被害者等早期援助団体が事業年度ごとに事業報告書等を公安委員会に提出することとともに、公安委員会が必要に応じて報告等を求めることができるとされた。

#### 3 解任の勧告（規則第9条関係）

犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員の解任に関し、公安委員会が、その監督の一形態として、団体内部の解決を促すべく、犯罪被害者等早期援助団体に対し勧告することができることとされた。

### 第6 指定等に関する意見聴取（規則第11条関係）

犯罪被害者支援を行う検察当局を始めとした関係機関は、その活動を通じ、民間の犯罪被害者支援団体に関する情報を有している場合があり、また、指定等の手続がこれらの関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策と調和的に行われる必要があることから、指定等の手続における関係機関の関与を定めるものである。

（広報課犯罪被害者支援係）